

覚えておいて！
「わが子は」

安全のための3つのポイント

子どもの「性」を買ったり、売ったりするために、いろんなワナをしかけてくる人がいます。いつの間にか、そのワナにはまってしまったり、怖くて言いなりになるしかなかったり…。それは、ワナをしかけてきた相手が悪いのです。子どものあなたは被害者です。「こんなこと、だれにも話せない」と思ってしまうかもしれません。でも、悪いのはあなたではありません。解決するための方法があります。

1 撮らない・載せない・売らない ～性的画像はトラブルのもと!～

SNSで性的な写真や動画を投稿すると、勝手に児童ポルノに使われたり、ネットで広まってしまったりする危険性があります。リベンジポルノの被害にあたり、あなたの個人情報知らぬうちに読み取られて脅されたり、これからの人生に影響してしまう危険性があります。

また、SNSで「すてきな人」と出会ったとしても、気をつけて! ネットでは、だれでも本当でない別の人になれます。



2 「どうしよう…」と思ったら、相談していいんだよ ～SOSを出そう!～

子どもたちを「性の商品」にしようとする人たちのやり方は、とてもズル賢いです。最初は、とっても楽しい会話だったのに、いつの間にかアダルトな内容に変わっていたり、相手の要求がどんどんエスカレートしてきたり。「あれ?」「おかしいな」と思ったら、すぐに信頼できるおとなに相談しましょう。「私もエッチな話をしたし」「自分からアクセスしたから…」

と、ためらったり、自分を責めてしまうかもしれませんが、ひとりで悩まず、できるだけ早い段階でSOSを出すことが大切です!

相手は子どもを「性の商品」にするプロ。あなたひとりで解決できるものではありません。一緒に解決してくれる味方を見つけましょう。

3 あきらめないで ～抜け出せる解決法があります!～

あなたの性的な写真やビデオ(児童ポルノ)を送ってしまったとしても、送らせようとした相手が逮捕されます。アダルトビデオ(AV)の撮影を強要された場合も、20歳未満の同意のない契約は、取り消すことができ、違約金を支払う必要はありません。たとえ、成人が誓約書にサインをしても、性行為やそれに似た行為を強要することは法律上認められません。

年齢に関わらず、撮影の当日であったとしても、AVの出演を拒否する権利があります(裁判所の判例があります)。また、無理やり出演させられた作品は、販売停止を求める方法があります。「どうしよう!?!」と思ったら、警察や支援団体に相談してください。

性的なサービス業で働くという契約をしたとしても、その契約期間の途中でもやめることができます。「やめたい」「何か変だな」と思ったら、信頼できる人に不安を伝えてください。

相談によってくれる民間の支援団体もあります。女の子に限らず、男の子やさまざまなセクシュアリティの子どもも、相談できます。

20歳未満での契約 → **違約金なしで解約OK**

性行為やそれに似た行為の強要 → **法律上認められません**

撮影日のキャンセル → **当日でも拒否できます**

悩まないで、まず相談して下さい!

わたしは、だいじょうぶ!

～ほんとかな? 気をつけて、こんなワナ～

ラブラブな写真、二人だけの宝物にしておくならいいよね♡

登録するだけで痩せるサプリのサンプルくれるって!

芸能事務所の人からスカウトされたの。今度、面接に行くんだ!

体験入店、友だちを紹介するだけで5,000円。触られる仕事じゃないって言ってたからだいじょうぶ!

エロ画像をたまたま載せると、フォロワーがどんどん増える!

SNSで知り合った人と会う約束をしているんだ。楽しみ!

サプリ

支援者の方へ

SNSを利用したトラブルや、アダルト産業に引き込まれる子どもの事件が増えています。子どもを性的に虐待し、商品化する行為は、児童買春・児童ポルノ禁止法や都道府県条例等で規制されています。しかし、子ども自身も気づかぬうちにトラブルに巻き込まれてしまったり、業者の巧妙な手口から逃れられないことがあります。

「やめなさい」「いけません」と禁じるだけでは、子どもたちを守れません。加害者は、社会経験の少ない子どもたちと知ったうえで上手に近づいてきます。「自分から危険に近づいたのだから」と、子どもを非難する気持ちがわくこともあるかもしれませんが、子どもは犯罪被害にあったのです。子どもの被害がさらに大きくなる前に、できるだけ早い段階で子どもがおとなに相談する必要があります。支援者は、子どもの安全について、子どもと一緒に考えていく姿勢が求められます。

このリーフレットでは、子どもの身近にあるトラブルを取り上げながら、どんな問題や犯罪なのかを説明し、対処法を紹介します。子どもと一緒に読みながら、「こんなとき、どうする?」と話し合ってみてください。

こんなこと、あるかな？

SNSで出会ったカレは、すごくやさしい♡

SNSで、すごく気が合う人と出会ったの。

「今度、会おう」ってことになって、カレシができてみたいでドキドキ。

え？ 知らない人に会うなんてあぶない？ 知らない人なんかじゃないよ！

たとえ、まだ会ってなくても、毎日、SNSでやりとりしていると、よく知っている人みたいに思えてきます。いろんな話やグチも聞いてくれて、さみしいときにはいつでも連絡がとれる相手は、あなたの「こころのよりどころ」になっているかも。「この人と話すと、さみしくなくなる」「イヤなこと忘れられる」とか…。

SNSで知り合った人のことを「すごくいい人」「大切な人」に思えるのは、あなただけではありません。

本当にそんな「いい人」がいたらステキなこと。でもSNSの「相手の情報（顔写真、年齢、性別など）」は、ホントじゃないかも。相手は、あなたが誰かと話したいとか、誰かに頼りたい気持ちになったりするのを、よくわかっています。知らない女の子に親切にするのは、実は何か別の目的があるのかもしれない。

「この人はちがう」と思うのかもしれない。「会ってみなければわからない！」っていう子もいるよね。でも、会ってみたら、全然イメージの違う年上の男の人だったら？ ふたりで会うはずが、相手は複数の怖い友人を連れてきていたら？ あなた一人で引き返すのはむずかしくなります。残念ですが、たくさんの犯罪被害が起きています。



カレシとのラブラブ写真、撮ってもいいよね！

カレシとの写真は宝物。

SNSにデートの写真を載せると、みんなが「いいね！」って押ししてくれる。

エッチのときの写真とか2人だけの秘密の写真もあるよ。

交際中は、とてもしあわせな気持ちになって、「ずっとこの関係が続いてほしい」と思うもの。「ふたりだけの秘密」の性的な写真もあるのかもしれない。でも、その秘密がずっと守られる保証はありません。ケンカしたり、別れたりしたとき、相手に性的な写真をバラまくと脅されたり、ネットに写真がのせられてしまうことがあります。

これは性的な写真を仕返しや嫌がらせのためにポルノとして流出させる「リベンジ（報復、嫌がらせ）ポルノ」と呼ばれる犯罪です。

法律（児童ポルノ・児童買春禁止法）では、18歳未満の子どもの裸や性的な写真や動画は、子どもへの暴力のひとつである「児童ポルノ」と呼ばれ、それを持っているだけで犯罪になります。ということは、カレシがあなたの性的な写真を保存していることは違法行為です。

「名前を出してないからバレないはず」と思って画像をネットにのせても、プロの人が調べると、その画像が誰かはわかってしまいます。一度、インターネットに流れた動画や画像は、消すことがとても難しいのです。



芸能事務所の人にスカウトされちゃった！

街でスカウトされて、芸能プロダクションの名刺をもらったよ。

まずはモデルからやってみて、そこから女優になる道もあるんだって。

事務所の人から聞いた話をしたら、親も「じゃあ、がんばってみよう」って。

今度、オーディションを受けるんだ。



モデルや芸能界の仕事にあこがれる人、たくさんいるよね。最近では、ふつうの子が読者モデルやヘアカットモデルで雑誌に載る時代。街でスカウトに声をかけられたら、「うれしい」「チャンスかも」という子もいるよね。はじめは興味があっても、いろんな話を聞いて「もしかしたら、チャンスかも」という気になるかもしれません。

スカウトのなかには、芸能事務所などと言いながら、実際は、アダルトビデオ（AV）や風俗産業に無理やり紹介することをねらっている業者がたくさんいます。

最近、若い女性が被害にあうAVに関するトラブルが問題になっています。スマホのSNS経由で、あなたが10代なのがわかると、「かわいいね、モデルに興味ない？」などと連絡してくるケースも増えています。ひとりで事務所を訪ねていったら、たくさんのおとなに囲まれて、逃げられなくなった子もいます。「登録だけしていいよ」と言われて手渡された登録用紙が、実はAV出演の「契約書」であることもあります。出演を断ったら、「契約違反だ」と多額のお金を請求されたりすることもあるよ。

デートするだけでOKっていわれていたのに…

「デートするだけ」っていうバイトの広告を見つけたの。「エッチはなし。男性とお茶するだけ」だって。でも面接は行くと、

「デートだけっていう客は少なく、今、紹介できる仕事はないんだ。でも、もっと儲かるバイトがあるよ」って誘われた。

客と2人きりになったりしてヤバそうだけど、バイトしてる子に聞いたら「ちょっとがまんするだけで、いっぱいお金がもらえるよ」って。ほんとはヤバかったら、逃げればいいよね。

「デート」や「リフレ」、「ガールズバー」など、10代の女の子を誘うバイトがたくさんあります。宣伝には、「エッチなし」「おしゃべりするだけ」「高収入」と書かれてて、気軽に働けそうなイメージです。でも、そのあと、全然違う性的なことをしなきゃいけない仕事だったり、やめたいと言っても、「代わりの子を連れてこい」「ノルマを達成するまで頑張てよ」などと言われて、やめさせてくれないことが多いのです。

もしもそんなふう脅されても、従う必要はありません。「学生証や写真などの個人情報をばらまくぞ」なんていう業者もいますが、それは脅迫という犯罪行為です。

おいしいバイト？ なにもしないで、お金がもらえるんだって！

知り合いの先輩から、「バイトできる子、いない？」って連絡があったの。「ひとり、連れてきてくれたら、5,000円あげる」って。

それで友だちは「先輩がバイトを探してるから、連絡してみよう」って連絡したんだ。そしたら翌日、友だちから、「サイアク！ なに、人のこと、売ってんの！？」ってキレられて、バイトの中身は、ウリ（売春）だったんだって…。わたし、本当に知らなかったんだ。

でも、その友だちは縁を切られて、ネットでも悪口書かれて…。友だち紹介したのが原因…。

10代の子どもを「性的商品」にしようとしている人たちはいつも、だませて、ひっぱりこめる子を探しています。女の子たちのつながりを利用して、女の子たちを集めようとしています。性的なサービス業の勧誘は、より高い紹介料が出る分、友だちはやりたくない仕事までさせられてしまうことがあります。あなたがすでに紹介料を受け取っていることを理由に、友だちは仕事をやめさせてもらえないこともあります。

あなたは知らなかっただけでもいいですが、友だちの人生まで傷つけてしまうのかもしれない。もちろん、わかっているが友だちに危険なバイトを勧めたり、他人の性的画像を勝手にネットにのせて、お金を稼ごうとすると、あなた自身が犯罪の加害者になります。

